

裁判所に持ち込めないものの代表例

銃器，刃物等の凶器，爆発物その他の危険物

【例】・けん銃，小銃，猟銃（模造物を含む。）

- ・ ナイフ，包丁，日本刀，カッター，はさみ，
ペーパーナイフ，カミソリ
- ・ きり，せんまい通し，アイスピック
- ・ ヌンチャク，スタンガン，警棒，催涙スプレー，木刀
- ・ ガスボンベ，スプレー缶，火薬類

※ 法令違反の疑いがある場合には，警察に通報します。

写真機，録音機その他これらに類する物

【例】 デジタルカメラ，ビデオカメラ，ICレコーダー

※ これらのものは，裁判所の敷地，庁舎内では使用できず，原則として持ち込むことはできません。ただし，かばんや収納ケースにしまっただけならば，持ち込むことができます（撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は，それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。）

※ 以上のほか，旗，のぼり，プラカード，拡声機等の持込み及びはちまき，ゼッケン，腕章等を着用しての入庁もできません。